

更新日 平成27年12月25日

平成27年12月日置市教育委員会定例会の結果について

1	日時	平成27年12月21日（月） 午後4時から午後5時15分まで
2	場所	日置市中央公民館 研修室2、3（3階） （日置市伊集院町郡一丁目100番地）
3	議題及び審議会の結果概要	1 平成27年度日置市一般会計補正予算（第8号）に係る市長への意見具申について 2 日置市B&G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場の指定管理者の指定に係る市長への意見具申について 3 日置市立学校設置条例の一部改正に係る市長への意見具申について 4 日置市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について 5 日置市いじめ問題専門・調査委員会に対する諮問について 上記議案について、原案のとおり可決された。
4	出席委員	内村友治、比良信幸、折田智子、中島辰矢、田代宗夫
5	公開・非公開の別	公開
6	傍聴者数	0人
7	問合せ先	日置市教育委員会教育総務課 電話248-9426（直通）

平成 27 年度 日置市教育委員会定例会（12 月）議事録

○日時：平成 27 年 12 月 21 日（月）16 時 00 分～17 時 10 分

○場所：日置市中央公民館 研修室 2、3（3 階）

○出席者

委員：田代教育長、内村委員長、折田委員、比良委員、中島委員、

事務局：宇田（事務局長）、松田（教育総務課長）、平地（社会教育課長）、
豊永（学校教育課長）、福山（東市来支所教育振興課長）、丸田（日
吉支所教育振興課長）、秋葉（吹上支所教育振興課長）、横枕（教
育総務課長補佐）、馬場（教育総務係長）、藤田（参事兼指導主事）

1 開会

内村委員長：それでは、定例教育委員会を始めたいと思います。

2 前回議事録の承認

内村委員長：前回議事録の承認ということで、修正があればお願いします。

（特になし）

内村委員長：特に無いようですので、前回の議事録については承認いたしました。

3 委員及び教育長の報告

内村委員長：続きまして、委員及び教育長の報告ということで、比良委員からお願いします。

比良委員：前回の定例教育委員会の後、11 月 23 日（月）は弟子屈町校長会の歓迎会がございました。久しぶりに北海道の情報を聞くことができて良かったと思います。

11 月 28 日（土）は、県 P T A 活動実践委嘱公開が東市来文化交流センターでありました。

4 校の実践活動がされて、どこも保護者と学校が一体となっている様子がよく分かったと思います。

その中で講演会がありました。前向きなお話をたくさんされまして、面白い講演だったと思います。

それから、市の生涯学習推進大会は欠席いたしました。

12月13日（日）の梅マラソンは、天気も良くて参加者も多くいい大会だったと思います。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。折田委員お願いします。

折田委員：12月5日（土）市の生涯学習推進大会に参加いたしました。

日新地区のお田植え踊りは、子どもから大人まで伝統を引き継いでいますが、アンコールもあって本当に素晴らしい踊りだと感じました。

それから、伊作小学校の4、5、6年生が、4月から老人施設や知的障がい者施設に訪問して交流を行います。

子どもたちにとっても、障がいを持つ方たちにとっても良い交流ができていて、年々回を重ねるごとに充実してきていると感じて、大変うれしく思っています。

もう一つ気になることは、最近いじめの問題が新聞やテレビで報道されております。出水市のいじめのことも最近話題になり、また、県立高校の男子生徒が自殺をするなど、いじめ問題は大変根深く、心の痛むものであると考えています。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。中島委員お願いします。

中島委員：11月23日（月）に、弟子屈校長会の歓迎会ということで参加させていただきました。

28日（土）は、県PTA活動実践委嘱公開があり、オープニングで毎年踊りなどを行うのですが、今年はPTAの方たちが寸劇などを行ってくださって、開会から会がスムーズに行われていました。

また、講演会の方でも言葉をテーマにした講演を聞きました。日常生活でも言葉などで与える印象が違うということを感じたところでした。

29日（日）は、鶴丸小学校の教育参観が行われました。PTAの方だけではなく、地域の高齢者の方も来られました。

講師にミュージエムのDJポッキーの方が来て講演をしましたが、ラジオということで高齢者の方も聞きなれているのか、笑い声が出たりなどして盛り上がりました。

12月5日（土）は、生涯学習大会でしたが、東川隆太郎さんの講演がございました。

この方の講演はよく見に行くのですが、各地の歴史や文化にまつわるお話をされていますが、また改めて関心を持ったところでした。

12月13日（日）は梅マラソンがありました。

12月19日（土）は地元の自治体のクリスマス会ということで、育成会や高齢者福祉部のふれあいクラブ、婦人部の生き生きサロンの3団体の合同で行いました。

寒い中でしたが、人数が30名程度集まって、地域の方々が一同に顔を合わせる機会となって、朗らかに半日を終えることができました。

また、折田委員の方からありましたが、年末年始になって子どもたちが絡む事件事故がない新年を迎えられればと思います。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

私の方も先生方がおっしゃったように、弟子屈町の歓迎会から、PTAの研究大会まで参加したのですが、PTA研究会のテーマが「心豊かでたくましい子どもの育成」と、副題がおひさま運動との連携を図るということで、PTAがおひさま運動を一体になってできているということで嬉しい限りでした。

12月5日（土）は生涯学習大会でした。

12月13日（日）は梅マラソンでした。

最後に、12月20日（日）は、ジュニアオーケストラが伊集院でありました。

今現在89名ということですが、子どもから始まってお母さんも一緒に参加され、子どもたちが卒業してもお母さんが続けていくということで、今年も新たに6名の団員が発表されました。

日置市の音楽を楽しむという力を実感いたしました。本当に気持ちのいい発表会で、あっという間に時間が過ぎて行きました。

小学校も、飯牟礼小と伊集院小の吹奏楽が一体となって、感動いたしました。私からは以上です。教育長お願いします。

田代教育長：11月23日（月）は、扇尾で深固院祭りがありました。扇尾小学校として子どもたちにとっては最後の祭りでしたが、堂々と歌ったり踊ったりしている姿を見て感動的な思いがいたしました。

それから、学校再編は第1回の準備委員会がありました。

それから、議会の方は、今回は大きな争点はありませんでしたが、地域の運動会が、選手を集めるのに大変苦勞するため、もっと大きな運動イベントに変えたらどうかという意見がございましたが、地域で工夫して実施してくださいと答弁をいたしました。

これは、合併当初2年目ほどの時に、別々ではなく、一緒にするように話し合いをしましたが、今までどおりがよいということで、一つにまとまらなかった経緯もございますので、そういう結論になりました。

後は、福祉の方に貧困による教育格差が生じているのではないかとということで、そういった人に対する教育の場を作るために、条件が調い次第、生活保護を受けている家庭の中学3年生を対象に支援を行う予定でございます。

それから、梅マラソンがありました。今年は3,100名ほどが参加していました。

また、昨日は高校女子駅伝がありましたが、鹿児島は10位台でした。初出場でよく頑張ったと思います。

選手の皆さんが痩せていて本当に走れるのかと心配になりましたが、3年生は高校総体のメドレーで優勝したとのことでした。本当によく頑張ってくれたと思います。

それから、ジュニアオーケストラが昨日ありましたが、お褒めの言葉を頂いて、大変うれしく感じています。

団員も減ってきてまして、60名程までになっているのですが、昨年度が19名、今年が22名の新入団員が入ったということで、年々増えてきている状況でございます。

音楽は楽しくなければいけないと私は思います。これまでは厳しすぎたということもあって大きな問題となっていました。改革を

いたしまして3年目になりました。子どもたちの入団者が増えて、辞める人数も少なくなり、楽しく音楽をしてくれればいいと思っています。

また、新しい改革で、小中学校のメンバーを入団させるなど、これまでより親しみやすいものになってきていると感じています。まだまだ今から努力していきたいと思います。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

4 議事

報告第19号 平成27年度日置市一般会計補正予算（第8号）に関する市長への意見具申について

内村委員長：それでは、議事に入ります。

平成27年度日置市一般会計補正予算（第8号）に関する市長への意見具申について説明をお願いします。

松田課長：それでは、報告第19号平成27年度日置市一般会計補正予算（第8号）に係る市長への意見具申について説明を申し上げます。

平成27年度日置市一般会計補正予算（第8号）について意見を求められ、臨時に代理し別紙のとおり回答したので、日置市教育委員会の行政組織に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

議案に係る回答、議案に係る意見についてということで書いてございます。

参考資料は37ページをお開きください。

37ページの一番下になりますが、事務局費で外国青年招致事業の委員等報酬になっております。これは吹上地域に今年ALTが来ましたが、今年のALTが7月の来日ということで、7月分の42千円を増額したものでございます。

それから、39ページですが、10款2項1目の学校管理費です。

これは小学校分ですが、2番目の賃金は、司書補の増員に伴う補正ということで、臨時職員を雇い、その分の増額として1,122千円を増額いたしました。

それから、11節の需用費の施設維持修繕料では、上市来小学校の複式学級の改修に伴う補正ということで1,038千円増額しましたが、来年度新3年生の複式学級が増えるということで、そのための改修でございます。

それから、14節の使用料及び賃借料は、1,324千円の減額でございまして、今年度複合機を採用して仕様単価を下げたところですが、その分といたしまして、小学校維持補修費が1,324千円の減額になりました。

それから、備品購入費ですが、先ほど申しました使用料及び賃借料の効果によって、児童用机といすの老朽化のため、346千円を増額したところでございます。

それから、19節の負担金、補助及び交付金ですが、360千円の減額でございます。これは、日吉地域の日新小学校、扇尾小学校が山村留学事業を行っておりましたが、実績がなかったということで、360千円の減額となっております。

次に、2目の教育振興費でございます。

18節の備品購入費ですが、これは指定寄付による図書購入で、各小学校100千円分の5校分ということで、500千円計上いたしております。指定寄付は今年で15回目になります。毎年1,000千円の寄付をいただいておりますので、合計で15,000千円ということになります。

それから、40ページになります。

10款3項1目の学校管理費の中学校管理費ですが、11節の施設維持修繕料、日吉中学校教室改修等に伴う補正ということで295千円でございます。委託料では、伊集院北中学校の木造校舎解体等設計業務委託に伴う補正として1,720千円になっております。

また、伊集院北中学校の川沿いにある木造校舎が、昭和36年、46年という築年でございまして、老朽化が激しいので今年度設計業務を行って、来年度解体をするという運びになっております。

それから、14節の使用料及び賃借料は、先ほど申しました小学校と一緒に、複合機の使用単価の変更に伴う補正であり、881千円の効果が出たところであります。

それから、工事請負費ですが、「銃剣道場」となっておりますが、柔道の「柔」でございます。訂正をお願いします。

柔剣道場の天井撤去改修工事の執行残金ということで11,400千円の減額となっております。これは、震災関係の工事で吊り天井の撤去ということで、今年8月に工事を行ったところでございます。

それから単独事業の方は、2,100千円の増額で日吉中学校の多目的ホールの改修工事ということでございますが、日吉中学校も来年新1年生が40人という見込みになっておりまして、今の教室では、56平米しか広さがありません。他の学校の教室については、68平米以上ということで、日吉地域の教室自体が元から狭いということでございまして、多目的ホールを利用して、教室に作り替える事業でございます。これが2,100千円の増額となります。

それから、18節の備品購入費、生徒用の机椅子ですが、227千円になります。これは使用料及び賃借料の減によって変わっているものでございます。

それから、2目の教育振興費、備品購入費ですが、これも指定寄付によるものでございまして、中学校の1校分100千円を備品購入費に当てています。

それから、19節の負担金、補助及び交付金ですが、これも寄付分で、日吉中学校の体育文化後援会補助金ということで、1,000千円のうちの400千円を当てているところでございます。

次に、45ページになります。

10款6項3目の給食センター費でございます。賃金の増額ということで575千円となります。

これは、東市来の給食センターの職員が休職をしている関係で、臨時職員の勤務の増に伴う補正ということで計上しています。

教育総務課、学校教育課については以上です。

平地課長：次に、社会教育課について説明を申し上げます。ページは41ページになります。

主なものだけ説明をいたします。

10款5項1目の社会教育総務費です。

8の報償金、9の旅費、それから11の需用費のページになりますが、東市来で行っています、青少年国際交流事業の韓国への訪問事業です。韓国でMARSが流行したため、中止になりましたので、その関係の補正になります。報償費で30千円、旅費で420千円、計451千円減額しました。それから需用費で86千円の減額となります。

42ページになります。

14節の使用料及び賃借料につきましても、韓国への訪問の中止と合わせて、チャレンジ種子島研修にかかる施設利用料ということで、これは台風襲来により研修期間が1日短くなりましたので、135千円の減額をしております。

それから、19節の負担金、補助及び交付金につきましても、青少年国際交流事業の中止に伴う減額補正でございます。

それから、公民館費ですが、需用費の施設維持修繕料108千円は、東市来中央公民館太陽光発電設備の修繕に伴う増額補正でございます。

3目の図書館費の工事請負費ですが、東市来図書館空調機の改修工事執行残に伴う減額補正になります。

43ページになります。

文化振興費の施設維持修繕料につきましても執行残による減額補正133千円になります。

それから、10款6項1目の保健体育総務費の旅費ですが、B&G海洋センターにかかる助成事業のヒアリング実施に伴う補正ということで24千円の増額をしております。

それから、19節の負担金、補助及び交付金ですが、鹿児島城西高等学校サッカー部の全国高等学校サッカー選手権大会出場に伴う補正ということで、1,000千円を増額しております。

44ページをお開きください。

10款6項2目の体育施設費ですが、11節の需用費、施設維持修繕料の増額は、伊集院総合体育館の駐輪場屋根修繕に伴う補正と、吹上浜公園内トイレの浄化槽修繕に伴う補正で、合計462千円の増額でございます。

社会教育課関係については以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

今、松田課長、平地課長の方から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、報告第 19 号日置市一般会計補正予算(第 8 号)に係る市長への意見具申については、承認いたしました。

【報告第 19 号 承認】

報告第 20 号 日置市 B & G 東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場の指定管理者の指定に係る市長への意見具申について

内村委員長：続きまして、報告第 20 号日置市 B & G 東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場の指定管理者の指定に係る市長への意見具申について説明をお願いします。

平地課長：報告第 20 号日置市 B & G 東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場の指定管理者の指定に係る市長への意見具申についてでございます。

日置市 B & G 東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場の指定管理者の指定について意見を求められ、臨時に代理し別紙のとおり回答したので、日置市教育委員会行政組織等に関する規則第 24 条第 2 項の規定によりこれを報告するものであります。

ページは 50 ページをお開きください。

ここで議案第 20 号の説明をしていますが、主なところだけ説明をいたします。

管理を行わせる公の施設の名称ということで、B & G 東市来海洋センター、東市来庭球場、東市来相撲場の 3 施設でございます。指定管理者となる団体の名称は、株式会社日本水泳振興会、指定の期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間になります。

提案理由ですが、日置市東市来B & G海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

51ページにつきましては、資料を添付してありますが、1番の指定管理料の額が、28年度は25,344千円で、以下32年までありますが、合計127,068千円あります。

株式会社日本水泳振興会の概要でございますが、所在地は東京都中野区でございます。設立が昭和54年、従業員数が166人になります。目的については以下のとおりですのでご覧いただきたいと思っております。

今回の指定管理者は、前回に引き続き日本水泳振興会が行うということになります。

以上で説明を終わります。

内村委員長：ありがとうございます。

今、平地課長の方から説明がございましたが、何かご意見はありませんか。

比良委員：指定管理料の額が51ページに書いてありますが、年度によって微妙に違いがあるのは、利用者数の見込みなどがあるのでしょうか。

平地課長：額については、それぞれ合計額があるのですが、消費税等の関係もあり、収入などで多少元になる額が変わってきますので、年々指定管理料の額も少しずつですが変わってきております。

内村委員長：ありがとうございます。

他ございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、報告第20号日置市B & G東市来海洋センター、日置市東市来庭球場及び日置市東市来相撲場の指定管理者の指定に係る市長への意見具申については、承認いたしました。

【報告第20号 承認】

報告第21号 日置市学校設置条例の一部改正に係る市長への意見具申について

内村委員長：続きまして、報告第 21 号日置市学校設置条例の一部改正に係る市長への意見具申について説明をお願いします。

松田課長：53 ページの報告第 21 号です。

日置市学校設置条例の一部改正に係る市長への意見具申につきまして意見を求められ、臨時に代理し別紙のとおり回答したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第 24 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

この件につきましては、11 月の定例教育委員会で決定していただきました、日吉地域の再編に係るものでございます。

ページをお開きいただいて 56 ページになりますが、議案第 104 号日置市立学校設置条例の一部改正について、日置市立学校設置条例（平成 17 年日置市条例第 83 号）の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由としては、日置市立日置小学校附属幼稚園を改称し、日置小学校、住吉小学校、日新小学校及び吉利小学校を廃止し、並びに日置市立日吉小学校を設置するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号及び日置市立学校設置条例第 2 条の規定により提案するものでございます。

本 12 月議会に議案が提出されているところでございます。

57 ページの別紙でございますが、先ほど申し上げました通り、日置小学校附属幼稚園は日吉小学校付属幼稚園という名称に改められます。

それから、日置、住吉、日新、吉利の 4 小学校が日吉小学校に改められます。

この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する予定でございます。

これに伴いまして、学校の施設の使用料条例が改正になります。先ほども申し上げましたとおり 30 年 4 月から施行となりますので、現在のところは現規則でまいります。30 年 4 月に改正されるといった条例案を出しているところでございます。以上です。

内村委員長：ありがとうございました。

今、松田課長の方から説明がございました。

何かご意見ございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、報告第 21 号日置市学校設置条例の一部改正に係る市長への意見具申については、承認いたしました。

【報告第 21 号 承認】

議案第 29 号 日置市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

内村委員長：続きまして、議案第 29 号日置市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

平地課長：議案第 29 号日置市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について説明を申し上げます。

日置市立図書館条例施行規則の一部を改正するものであります。提案理由は、日置市図書館協議会より報告を受けたことから、日置市立図書館条例施行規則の一部を改正したいので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第 10 条第 3 号の規定により提案するものでございます。

61 ページをお開きください。

今回の改正の主なもの、祝日開館と開館時間の変更でございます。

66 ページをお開きいただきますと、日置市立図書館条例施行規則が書いてありますが、その第 3 条に、開館時間等ということで、開館時間及び休館日を別表に定めておりますので、本会で改正をするものです。

今まで祝日は休館日としておりましたが、今年度祝日開館を施行し、来年度完全に実施することといたしました。

利用者ニーズに併せて開館時間及び休館日の変更を施行することとしました。

資料は戻っていただいて 61 ページになります。

このページは、改正前のもので、62 ページが改正後になります。

63 ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず第6条についてですが、登録手続きの規定をしていますが、その中の日置市図書館利用者カードにつきましては様式を省くことといたしました。

次に、中央図書館の開館時間を、日曜日及び土曜日についても平日時間の午前9時から午後7時までとするものです。

それから、休館日を月曜日から木曜日に変更をいたします。

東市来図書館及び吹上図書館についても開館時間を午前9時から午後6時までといたします。

また、休館日については月曜日とし、祝日が月曜日であっても休館とするものです。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

なお、日吉分館につきましては、現在、支所、庁舎を建築中ですが、その2階に図書館を建設することから、今後庁舎が完成し開館のめどがはっきりした時点で再度施行規則の改正をすることといたします。

以上で説明を終わります。

内村委員長：ありがとうございました。

今、平地課長の方から説明がございました。

何のご意見ございませんか。

比良委員：62ページの表がありますが、ここの休館日のところで木曜日と書いてあって、平日祝日に関わらず開館するとなっておりますが、どういうことでしょうか。

平地課長：木曜日は、祝日となった場合も通常は開館するのですが、木曜日は休館するということです。

田代教育長：ここは閉館ではないのですか。

平地課長：確認します。

また、以前は月曜日が休館としておりましたが、中央図書館は木曜日、吹上、東市来については月曜日を休館日として、どこかの館が空いているといった状態で行きたいと思います。

内村委員長：文言に関しては、また確認をしていただきたいと思います。

他にございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第 29 号日置市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則については可決いたしました。

【議案第 29 号 可決】

議案第 30 号 日置市いじめ問題専門・調査委員会に対する諮問について

内村委員長：続きまして、議案第 30 号日置市いじめ問題専門・調査委員会に対する諮問について説明をお願いします。

豊永課長：議案第 30 号は、日置市いじめ問題専門・調査委員会に対する諮問についてでございます。

日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例第 11 条の規定により、日置市いじめ問題専門・調査委員会へ諮問するものです。

提案理由としましては、日置市いじめ防止基本方針に基づき、本市におけるいじめ防止等の具体的かつ有効な対策について意見を求めるものでございます。

75 ページをご覧ください。

日置市いじめ防止対策連絡協議会等条例の第 1 条ですが、この条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、日置市いじめ防止対策連絡協議会、日置市いじめ問題専門・調査委員会及び日置市いじめ問題総合調査委員会を設置し、組織及び運営に対し必要な事項を定めるものです。

ここに出てきます 3 つの組織ですが、特に今回諮問するものにつきましては、76 ページをご覧ください。

76 ページの第 10 条、設置でございます。

法第 14 条第 3 項の規定に基づき、日置市いじめ問題専門・調査委員会を設置するというところでございます。

内容としましては 11 条にございます。教育委員会の諮問に基づき、次に掲げる事項を所掌するものです。

(1)日置市いじめ防止基本条例に基づくいじめの防止等のための対策の推進に関すること、(2)法第 28 条第 1 項(重大事態)に規定する調査の結果に関すること、(3)第 2 号に掲げるもののほ

か教育委員会が必要と認める事項ということで、第 12 条には、調査委員会は委員 5 人以内で組織するということです。

78 ページをご覧ください。

日置市のいじめ防止基本方針ですが、ご存じのとおり、いじめの防止に関する基本的な考え方としましては、79 ページの目次をご覧くださいとわかつてお思います。

(1) いじめの防止、(2) いじめの早期発見、(3) いじめの対処、(4) 教職員の資質の向上、(5) 地域や家庭関係機関との連携ということで、いじめの防止等に努めていくものでございます。

その中で、市いじめ防止対策・連絡協議会というものを開催することになります。

86 ページをご覧ください。

いじめの防止等のための対策の内容に係る事項ということで、市いじめ問題専門・調査委員会の設置ということでございます。

設置の趣旨ですが、重大事態の調査等のための日置市いじめ問題専門・調査委員会を設置し、中立性・公平性に配慮した構成員の選定を行う。

機能ですが、(ア) 市教育委員会の諮問に応じ、市の基本方針に基づくいじめ防止等のための調査研究及び有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行うこと。(イ) 日置市立小・中学校におけるいじめの事案において、法第 28 条第 1 項各号に規定する重大事態に係る調査を行うこととございます。

今のところいじめに関する重大事態は起こっておりませんが、折田委員からもありましたように鹿児島県内の中で、いじめに対する重大事態が起こりマスコミ等に報道されているところでございます。

日置市としましても、明日開かれる連絡協議会を受けて、この市いじめ問題専門・調査委員会を設置し立ち上げていくことは、重大事態が起こったときの対処だと考えております。御審議のほどよろしく申し上げます。

内村委員長：ありがとうございました。

今、豊永課長の方から説明がございました。

比良委員：この、いじめ問題専門・調査委員会は、第三者委員会という扱いになるのでしょうか。

田代教育長：86 ページを見ていただきたいのですが、3つの組織的なものがあると考えていただければよいと思います。

まず、連絡協議会があって、全体的なことはここで毎年行っています。

それから、教育委員会の中で重要であると判断した場合は、教育委員会の中に、いじめ問題専門・調査委員会を置きます。

そこで協議をして、市長の対応が必要となった場合は、問題総合調査委員会を設置します。ここでは市長が任命した委員で行っていくということになります。

最初は、全体的に行って重大事態があれば、教育委員会が会を設置し、なお厳しい場合は市長の対応が必要ということでございます。

内村委員長：もう一点よろしいでしょうか。

2番目のいじめ問題専門・調査委員会のメンバーは教育・福祉等に関する委員ということですが、総合調査委員会にも教育・心理・福祉等が書いてありますが、ここでのメンバーは、いじめ問題専門・調査委員会と同じなのでしょうか。それとも、新たなメンバーになるのでしょうか。

藤田指導主事：いじめ問題専門・調査委員会の方にも法律関係の委員が必要ということで、弁護士の方に入っていただくと考えています。

ただ、市長部局の再調査機関については、第三者のメンバーでないと公平性が無いということで、委員が変わるということになります。

内村委員長：ありがとうございました。

他にございませんか。

比良委員：日置市いじめ防止対策連絡協議会のメンバーと、いじめ問題専門・調査委員会のメンバーは重なる人も出てくるのでしょうか。

藤田指導主事：重ならないようになっております。

内村委員長：他にございませんか。

田代教育長：最初の連絡協議会というのは、全体的な会でございます、いじめ問題専門・調査委員会は、教育委員会が調査をしていくものでございます。

更にまた重大な事態が起こったときには、委員としては大学の教授などに来ていただいて、弁護士は顧問弁護士の方に来ていただくといった段階のものを、市長部局が調査するという形で設定する予定でございます。

内村委員長：鹿児島の方でも、何事も無いことが一番いいのですが、出水市で大きな事件がありましたので、こういったことが起こったときに速やかに動けるようにしていただきたいと思います。

他ございませんか。

(異議なし)

内村委員長：異議がないようですので、議案第30号日置市いじめ問題専門・調査委員会に対する諮問については、可決いたしました。

【議案第30号 可決】


5 その他

(事務局より行事説明等)

6 閉会

内村委員長：以上を持ちまして、12月の日置市定例教育委員会を終了します。
お疲れさまでした。

終了

署名委員 比良信幸 

署名委員 折田智子 